

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5月16日
【会社名】	株式会社構造計画研究所
【英訳名】	KOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 服 部 正 太
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	(03)5342-1100(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 湯 口 達 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	(03)5342-1100(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 湯 口 達 夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当251,436,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社構造計画研究所 大阪支社 (大阪市中央区淡路町三丁目 6 番 3 号 NMプラザ御堂筋ビル5階) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	362,300株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成24年5月16日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	362,300株	251,436,200	
一般募集			
計(総発行株式)	362,300株	251,436,200	

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
694		100株	平成24年6月6日(水)		平成24年6月6日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社構造計画研究所 人事総務部	東京都中野区本町四丁目38番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
251,436,200		251,436,200

(注) 発行諸費用は、発生いたしません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額251,436,200円につきましては、平成25年6月期のエンジニアリングコンサルティング事業、システムソリューション事業及びプロダクツサービス事業における研究開発関連費(次世代の技術開発としての基礎研究活動及び次世代のビジネス開拓としての事業開発活動等)に約150,000,000円を充当し、残額は、運転資金に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社りそな銀行（信託口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
本店の所在地	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第9期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日） 平成23年6月28日 近畿財務局長に提出 （半期報告書） 事業年度第10期中（自平成23年4月1日至平成23年9月30日） 平成23年11月29日 近畿財務局長に提出

（注）割当予定先の概要は、平成24年5月16日現在におけるものであります。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	割当予定先は、当社の普通株式を200,000株（本第三者割当実施前の保有割合は3.46%）所有しております。
人事関係		当社は、割当予定先より出向者を1名受け入れており、当該出向者は、当社の執行役員に就任しております。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社と割当予定先との間で、金銭消費貸借契約を締結しております。

（注）出資関係につきましては平成23年12月31日現在、人事関係、資金関係、技術又は取引関係につきましては、平成24年5月16日現在におけるものであります。

従業員持株会支援信託E S O P（以下「本制度」といいます。）の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする従業員持株会支援信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である株式会社りそな銀行（信託口）（以下「信託口」といいます。）は、本信託によって設定される信託であります。

（1）概要

本信託は、「構研従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）に加入する当社の所員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本信託の設定後約3年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、信託口が予め取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。本信託終了時まで、信託口が本持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する本持株会会員に分配します。また当社は、信託口が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、本信託終了時において当社株式の価格下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

第三者割当については、信託口と当社の間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式譲渡契約に基づいて行われます。

本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人及び受益者代理人が本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」に従って議決権行使の指図を受託者に行い、受託者はその指図に従い議決権行使を行います。

（参考）本信託の概要

信託の種類 特定単独運用の金銭信託（他益信託）

信託の目的 本持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社社員に対する福利厚生制度の拡充

委託者 当社

受託者 株式会社りそな銀行

受益者 本持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

信託管理人 当社と利害関係のない第三者

信託契約日 平成24年6月1日

信託の期間 平成24年6月1日～平成27年6月30日

議決権行使 受託者は、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

取得株式の種類 当社普通株式

取得株式の総額 251,436,200円

株式の取得方法 自己株式の処分及び株式市場より取得

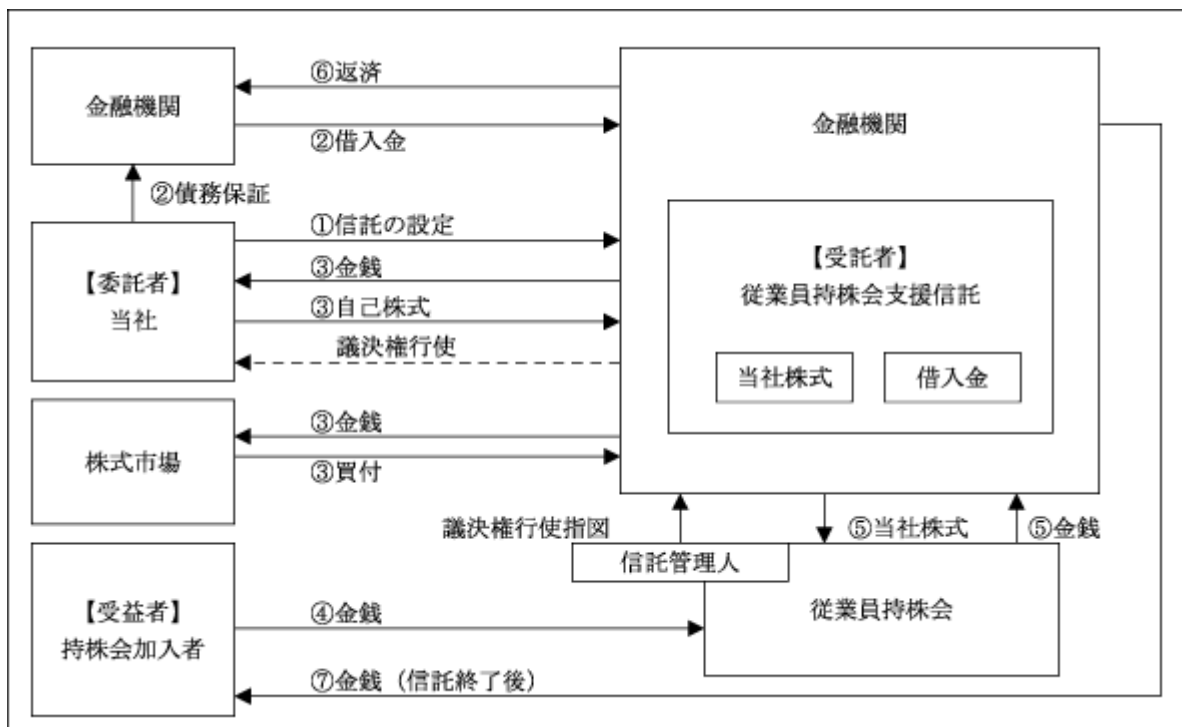
(2) 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

362,300株

(3) 受益者の範囲

本信託契約で定める信託契約終了日において、本持株会に加入している者のうち、本信託契約で定める所定の受益者確定手続の全てを完了している者を受益者とします。

(本信託の仕組み)



当社は、信託に金銭を拠出し、他益信託を設定します。

受託者は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。（当社は金融機関に対して債務保証を行います。）

受託者は、本持株会が今後の一定期間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に当社及び株式市場から取得します。

本持株会加入者は、奨励金と併せて本持株会に金銭を拠出します。

本持株会は、毎月本持株会加入者から拠出された買付代金をもって、受託者から時価で当社株式を購入します。

受託者は、本持株会への株式の売却代金をもって借入金の元本を返済し、受託者が当社から受領する配当金等を原資とする

信託財産をもって借入金の利息を支払います。

本信託は信託期間の終了や、信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、本持株会加入者に分配します。なお、信託終了時に、受託者が借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。

c 割当予定先の選定理由

本制度は、本持株会に対して当社株式を安定的に供給することおよび信託財産の管理により得た収益を、所員へ分配することを通じて、所員の福利厚生を図り、所員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値向上を図ることを目的としております。また、当社は本信託の導入に関わりなく機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、本信託導入にあたり、金庫株の活用のため自己株式の割当を行うことといたしました。

これらの経緯を踏まえて、本信託においては「従業員持株会支援信託ESOP（以下「本制度」といいます。）の内容（１）概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が受託者たる株式会社りそな銀行（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））を割当予定先として選定したものであり、本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、当社にとって最も望ましい割当先になると判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

362,300株

e 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社りそな銀行（信託口）は、本信託契約に基づき、本自己株式処分により取得する当社株式を、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対して再信託した上で、約3年間の信託期間内において本持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものです。

なお当社は割当予定先である株式会社りそな銀行（信託口）との間において、払込期日（平成24年6月6日）から2年間に於いて、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。当該信託金については、本信託の受託者（株式会社りそな銀行（信託口））が株式会社りそな銀行からの借入金によって調達する予定である旨を責任財産限定特約付金銭消費貸借契約によって確認しております。

割当予定先：株式会社りそな銀行（信託口）

（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））

借入人：株式会社りそな銀行（信託口）

保証人：当社

貸付人：株式会社りそな銀行

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社りそな銀行（信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使等について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。信託管理人は、本契約締結時及び信託財産である株式の発注時において当社に関する未公表の重要事実を知らないことを要件としており、当初の信託管理人には弁護士海江田光氏が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。また、信託管理人及び受益者代理人は、株式会社りそな銀行（信託口）に

対して議決権行使等に関する指図を行うに際しては、本信託契約及び本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」（信託管理人による一括行使を原則とし、不統一行使となった場合には信託財産である当社普通株式の議決権行使の総数に賛成または反対、棄権の比率を乗じて、賛成または反対の議決権を行使し、あるいは棄権する数を算出し行使する）に従います。

なお、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先のホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査並びに本信託契約を確認し、当社としましては、割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。当社は、その旨の確認書を大阪証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

（1）処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本件決議日の直前営業日までの1ヵ月間（平成24年4月16日から平成24年5月15日まで）の大阪証券取引所における当社普通株式の終値平均694円（円未満切捨）といたしました。

これは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、当該価額は取締役会決議日の直前営業日の終値605円に対してプレミアム率14.7%であり、同じく取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均720円（円未満切捨）に対してディスカウント率3.6%、同直近6ヵ月間の終値平均693円（円未満切捨）に対してプレミアム率0.1%となっております。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役2名（内1名は社外監査役）は、特に有利な処分価額には該当しないとの意見を表明しております。

（2）処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分数量は、今後約3年の信託期間中に本持株会が本信託より取得する予定数量に概ね相当するものであります。本自己株式処分の対象となる株式数362,300株は、平成23年12月31日現在の発行済株式総数に対し5.93%（小数点第3位を四捨五入、平成23年12月31日現在の総議決権個数57,756個に対する割合6.27%）と小規模なものです。

また、本信託のスキームにより当面は本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられないため、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
服部 登喜子	東京都目黒区	1,265,800	21.92%	1,265,800	20.73%
服部 正太	東京都品川区	491,000	8.50%	491,000	8.04%

株式会社南悠商社	東京都港区虎ノ門4丁目1-35	490,000	8.48%	490,000	8.03%
服部 明人	東京都目黒区	423,000	7.32%	423,000	6.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11			362,300	5.93%
構研従業員持株会	東京都中野区本町四丁目38-13 日本ホルスタイン会館内	234,400	4.06%	234,400	3.84%
富野 壽	神奈川県茅ヶ崎市	209,900	3.63%	209,900	3.44%
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	200,000	3.46%	200,000	3.28%
有限会社構研コンサルタント	東京都品川区上大崎1丁目7-3	115,300	2.00%	115,300	1.89%
阿部 誠允	東京都武蔵野市	74,200	1.28%	74,200	1.22%
計	-	3,503,600	60.66%	3,865,900	63.32%

(注) 1 平成23年12月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2 本自己株式処分後に当社が保有する自己株式数は、36株となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出以降、本有価証券届出書提出日(平成24年5月16日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成24年5月16日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第53期事業年度)の提出日(平成23年9月28日)以降、本有価証券届出書提出日(平成24年5月16日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成23年10月5日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成23年9月27日開催の第53期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 配当総額57,758,990円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年9月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、服部正太、阿部誠允、澤飯明広、西尾啓一、岩尾俊二、角家強志、荒川弘熙を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、奥村光男、樋口哲朗を選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、あらた監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	26,674	89	0	(注)1	可決 (61.1)

第2号議案				(注) 2	
服部正太	26,637	17,014	0		可決 (61.0)
阿部誠允	26,663	16,988	0		可決 (61.0)
澤飯明広	26,664	16,987	0		可決 (61.0)
西尾啓一	26,664	16,987	0		可決 (61.0)
岩尾俊二	26,665	16,986	0		可決 (61.0)
角家強志	26,639	17,012	0		可決 (61.0)
荒川弘熙	26,688	16,963	0		可決 (61.1)
第3号議案				(注) 2	
奥村光男	26,681	16,970	0		可決 (61.1)
樋口哲朗	26,684	16,967	0		可決 (61.1)
第4号議案	26,673	90	0	(注) 1	可決 (61.1)

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

3 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、57,756個です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主(委任状による代理出席を含む)から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 自己株式の取得状況

第53期有価証券報告書の提出日以降、本届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成24年5月15日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成24年2月13日)での決議状況 (取得期間平成24年2月14日～平成24年6月30日)	100,000		100,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	3月6日	900	633,400
	3月7日	2,000	1,423,500
	3月8日	2,600	1,872,000
	3月12日	4,200	3,097,900

	3月13日	700	514,500
	3月14日	6,000	4,798,800
	3月15日	7,900	6,312,100
	3月16日	7,900	6,100,400
計		32,200	24,752,600
報告月末現在の累積取得自己株式		32,200	24,752,600
自己株式取得の進捗状況(%)		32.2	24.8

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成24年5月15日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	6,106,000
保有自己株式数	362,336

(注) 1. 保有自己株式数には、平成24年2月13日以前に取得した自己株式330,000株が含まれております。

2. 保有自己株式数には、単元未満株式の買取による自己株式136株が含まれております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第53期)	自 平成22年 7 月 1 日 至 平成23年 6 月30日	平成23年 9 月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第54期第 3 四半期)	自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 3 月31日	平成24年 5 月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 9月10日

株式会社 構造計画研究所
取締役会 御中

あると築地監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 田 耕 三

指定社員
業務執行社員 公認会計士 厚 海 英 俊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針5に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年8月13日に自己株式の取得を行うことを書面決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社構造計画研究所の平成22年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社構造計画研究所が平成22年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、この原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 9月20日

株式会社 構造計画研究所
取締役会 御中

あると築地監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柳 澤 宏 之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 厚 海 英 俊

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社構造計画研究所の平成23年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社構造計画研究所が平成23年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、この原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 5月14日

株式会社構造計画研究所

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 義昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 好田 健祐 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社構造計画研究所の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第54期事業年度の第3四半期会計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年7月1日から平成24年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社構造計画研究所の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成23年6月30日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成23年5月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成23年9月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。